

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成22年12月17日から平成23年1月21日までの間、古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、86件の御意見を頂きました。頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

2 命令等の案を公示した日

平成22年12月17日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に関する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 参考

頂いた御意見の総数 86件

（内訳）

電子メール	40件
F A X	42件
郵 送	4件

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

今回の改正案について

- 盗品の流入を抑止する効果が期待できるので賛成である。
- 安易に盗品を換金できないようになるので効果を期待する。
- 今回の規制の対象となる光学的記録物には、音や影像を記録した物に限らず、プログラムを記録した物も含めるべきではないか。
- 書籍については、大量に取引されることから、全ての品を帳簿に記載することは不可能であり、記載義務を緩和してほしい。

といった御意見がありました。

また、今回の改正の内容に関する御意見ではありませんが、対面ではない本人確認の方法について簡素化を図ってほしいとの御意見がありました。

今回の改正は、特に、換金目的の万引きを防止する観点から、万引き等の被害が多く、古物市場への盗品の流入の多い、書籍やCD・DVD等について、古物商が商品を買受ける際の本人確認義務等を強化して、万引きの被害品が安易に市場に流入することを防止しようとするものです。家庭用ゲームソフトを除いたプログラムを記録した物（パソコンソフト等）については、現在のところ、換金目的での万引き被害に遭いやすいといった実態を把握しておらず、したがって今回の改正の対象からは除外することとしております。

また、書籍を買受ける際の帳簿記載義務が過度の負担となるという点については、一冊当たりの価格が安価であるため、取引総数のみに着目した取引が行われ、一度に大量に処分される傾向にあるという書籍取引の実態を踏まえ、書籍については、同一人から同時に受け取ったものをまとめて記載できることとする予定であり、古物商に対して著しい負担の増加にはならないと考えております。

なお、古物商が相手方と直接対面せず取引を行う場合の本人確認方法については、技術の進歩や古物取引の実態の変化等を踏まえ、盗品等の流入の防止という趣旨に合致し、かつ、古物商の負担が過重とならないような在り方について、引き続き検討していきます。